

## 附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日施行の学則については、第20条から第22条、第25条、第28条から第30条、第34条、第36条、第40条、第51条、第77条、第105条、第106条（第2項、第4項、第5項及び第6項を除く）及び第116条は、入学年度にかかわらず、この規定を適用する。
- 3 工学部土木工学科、建築学科、生命応用化学科及び情報工学科の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの間、次のとおりとする。

|         | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 土木工学科   | 610   | 620   | 630   |
| 建築学科    | 730   | 740   | 750   |
| 生命応用化学科 | 610   | 580   | 550   |
| 情報工学科   | 730   | 740   | 750   |

- 4 医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は、第12条の規定にかかわらず、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」、「地域の医師確保等の観点からの令和5年度医学部入学定員の増加について（令和4年8月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」及び「地域の医師確保等の観点からの令和6年度医学部入学定員の増加について（令和5年8月8日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、令和6年度から令和11年度までの間、次のとおりとする。

|        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 毎年入学定員 | 135   | 120   | 120   | 120   | 120    | 120    |
| 収容定員   | 755   | 755   | 755   | 755   | 750    | 735    |

- 5 生物資源科学部各学科（獣医学科を除く）の収容定員は、第12条の規定にかかわらず、令和5年度から令和7年度までの間、次のとおりとする。

|            | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|------------|-------|-------|-------|
| バイオサイエンス学科 | 210   | 420   | 630   |
| 動物学科       | 136   | 272   | 408   |
| 海洋生物学科     | 146   | 292   | 438   |
| 森林学科       | 120   | 240   | 360   |

|                   |     |     |     |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 環 境 学 科           | 130 | 260 | 390 |
| アグリサイエンス学科        | 140 | 280 | 420 |
| 食 品 開 発 学 科       | 146 | 292 | 438 |
| 食 品 ビ ジ ネ ス 学 科   | 554 | 564 | 574 |
| 国 際 共 生 学 科       | 146 | 292 | 438 |
| 獣 医 保 健 看 護 学 科   | 80  | 160 | 240 |
| 生 命 農 学 科         | 390 | 260 | 130 |
| 生 命 化 学 科         | 390 | 260 | 130 |
| 動 物 資 源 科 学 科     | 408 | 272 | 136 |
| 森 林 資 源 科 学 科     | 390 | 260 | 130 |
| 海 洋 生 物 資 源 科 学 科 | 408 | 272 | 136 |
| 生 物 環 境 工 学 科     | 390 | 260 | 130 |
| 食 品 生 命 学 科       | 408 | 272 | 136 |
| 国 際 地 域 開 発 学 科   | 390 | 260 | 130 |
| 応 用 生 物 科 学 科     | 378 | 252 | 126 |
| く ら し の 生 物 学 科   | 240 | 160 | 80  |

- 6 危機管理学部危機管理学科の学位に付記する専攻分野の名称は、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。
- 7 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第87号）附則第五条（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）の適用を受けない者は、教職課程に関して、本学則の適用を受けるものとする。
- 8 平成30年度以前から在学する学生については、教職課程の履修に関して、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。
- 9 令和元年度以前から在学する学生については、文理学部社会教育主事コースの履修に関しては、本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場合、本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。